



ってどんなまち？

垂井町



位置・面積

垂井町は、日本の真ん中の、岐阜県(ぎふけん)の中の、西濃地方(せいのおう)の南西(なんせい)にあります。

位置… 東経 136° 31' 48"
北緯 35° 22' 02"
海拔 30.6m



面積… 57,09km²



人口・世帯

(令和5年12月1日現在)

男性 12,901人

人口 26,080人

女性 13,179人

世帯数 10,716世帯

広告

都市空間とアルミ技術の共存関係。
「サンレール」は、未知の領域を見つめています。

SUNRAIL
株式会社サンレール

アルミ手すり・笠木・太陽光架台の
製造/販売/開発

〒503-2122 岐阜県不破郡垂井町表佐214-3

TEL 0584-23-3131(代)
FAX 0584-23-3135

http://www.sunrail.co.jp

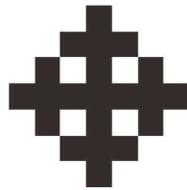


垂井町公式ホームページ



<https://www.town.tarui.lg.jp/>

町章



町の木・花

町の木



町の花



垂井町民憲章

私たちは、伊吹おろしの風雪にたえてきた垂井町の町民です。

私たちは、みんなで力をあわせ、いきいきとしたよい町づくりにねがいをこめて、この町民憲章を定めます。

- 緑と花と太陽のある明るいまちをつくりましょう。
- きまりを守り、老いも若きも手を取りあって、幸せの輪をひろげましょう。
- からだをきたえ、仕事にはげみ、くらしに生きがいをみつけましょう。
- 香り高い文化にしたしみ、こころ豊かな教養を身につけましょう。
- 青少年に希望と誇りをもたせ、伸びゆくまちをめざしましょう。

絵でみる町民のくらし

1世帯当たり人口

2,47人



出生1日当たり

0.34人



転入1日当たり

1.69人



転出1日当たり

1.83人



令和5年度
一般会計当初予算
1人当たり

411,518



死亡1日当たり

1.03人



町税1人当たり

146,335円



町の借金1人当たり

315,327円



(資料:地方財政状況調査)

ごみ処理量1日平均

もえるごみ 20.3t

もえないごみ 2.0t



乗用車1世帯当たり

1.60台



広告

安全認定 一般貨物自動車運送事業
貨物運送取扱業

安心安全に
配送致します!

有限会社 上田商事

不破郡垂井町表佐762-3
TEL 0584-22-0100
FAX 0584-22-2469
お気軽にお問い合わせください

私たちにお任せください!

トイレ・給湯器・蛇口・水漏れ
修理・取扱工事店

LPガス販売
灯油配達
水道修理
リフォーム事業

垂井町上下水道指定工事店

株やおせい燃料

TEL 0584-22-0012

垂井町2309-3 (垂井郵便局東)

○和洋庭園の設計と施工管理
○各地産有名庭石卸小売
○各種石灯ろう
○その他造園資材全般

庭石造園

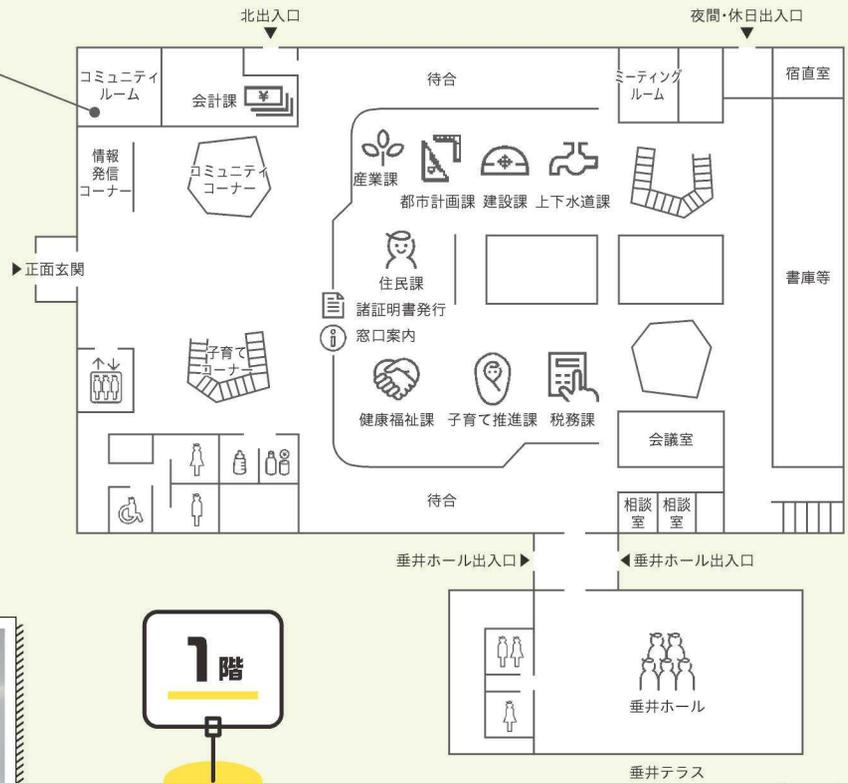
株式会社 朱竹

垂井町綾戸367
TEL 0584-23-1616
FAX 0584-23-1618

庁舎案内



垂井町ガイド



広告



CNC旋盤／精密汎用旋盤／専用工作機
万能工作機（防衛省向け）／オーバーホール、レトロフィット

境界を越えて国境を越えてそして、限界を超えて。

自分の中に境界や国境、限界を設けずに常に“可能性”を見出し、決められた型だけではなく、新しい何かを追い求める、それがDAINICHIです。



DAINICHI
DAINICHI KINZOKU KOGYO CO.,LTD

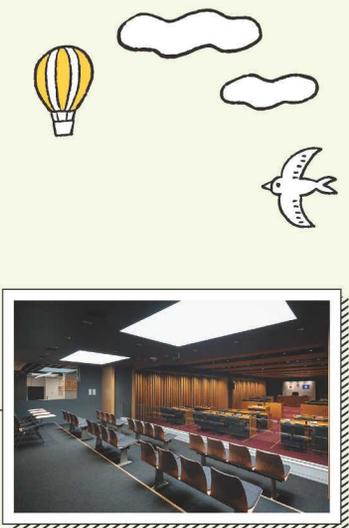
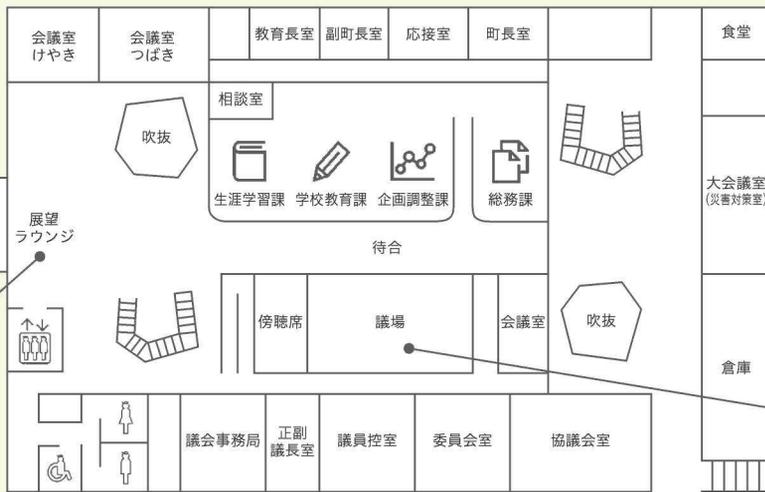
FIT THE MACHINE
マシーン(機械・真心)に寄り添ったモノづくり

大日金属工業株式会社

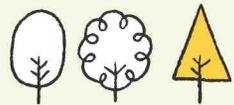
■岐阜事業所 / 〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町松島745
TEL.0584-22-1181 FAX.0584-24-0033



2階



機械室等



垂井町ガイド

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターきくみみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。
 都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターきくみみにつながる場合があります。



総務省HP行政相談の受付窓口より加工編集して作成(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_uketuke.html)

役場情報

役場の開庁時間

平日 **8:30~18:15** です。

上記の時間以外の取り扱い事務

● 戸籍届出の受領

(出生・死亡・婚姻などの届出)

平日17:00以降の届けで、他市区町村への確認が必要な場合、他市区町村の開庁時間の関係上、再度、来庁していただくことがあります。

平日の執務時間外、土・日曜日および祝日は、宿日直職員の対応となります。戸籍関係については受領のみとなりますので、提出書類の内容に不備がある場合、また、関連する戸籍以外の届けが必要な場合は、平日の開庁時間内に、再度、来庁していただく必要があります。



庁内等電話番号

総務課	22-1151
企画調整課	22-1152
税務課	
住民税係	22-7500
資産税係	22-7501
収納対策室	22-7502
健康福祉課	
社会福祉係	22-7503
障がい福祉係	22-7520
高齢福祉係	22-7504
地域包括	22-7505
子育て推進課	
子育て政策係	22-7506
子育て支援係	22-7507
住民課	
戸籍係	22-7508
保険年金係	22-7509
環境衛生係	22-7510
建設課	
管理係	22-7511
工務係	22-7512
都市計画課	
都市計画整備係	22-7513
都市計画政策係	22-7521
産業課	
農林係	22-7514
商工観光係	22-7515
農業委員会	22-7516
上下水道課	
庶務係	22-7517
上水道係・下水道係	22-7518
会計課	22-7519
学校教育課	22-1153
生涯学習課	22-1154
議会事務局	22-1155

広告



国土交通省免許
一般区域貨物自動車運送事業

ナニワ企業株式会社

地域と共に発展する企業です！



ナニワ企業様



NANIWA_LINE1955

ホームページ、インスタグラム
チェックしてください！



安全認定
安全性優良事業所
2024年末まで有効

- ◆本社 / 〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町4丁目13番地18号
TEL(06)6437-2279 FAX(06)6433-7098
- ◆岐阜営業所 / 〒503-2112 岐阜県不破郡垂井町綾戸1055
TEL(0584)23-1031~2 FAX(0584)22-3791
- ◆土浦営業所 / 〒300-0061 茨城県土浦市並木4丁目20-1
TEL(029)824-3095 FAX(029)824-3065

町内各施設	
垂井こども園	22-0217
垂井東こども園	22-4150
宮代こども園	22-0693
表佐こども園	23-1298
府中こども園	22-0149
岩手こども園	22-0417
ハチスチルドレンズセンター	22-0612
子育て支援センターつくしんぼ	22-0076
子育て支援センターさくらんぼ	23-4484
一時的保育室	22-5711
ことばの教室	23-5330
いずみの園	22-1953
老人福祉センター	23-2117
保健センター	22-1021
社会福祉協議会	23-3335
デイサービスセンター	22-2767
シルバー人材センター	23-1585
クリーンセンター	22-3789
エコドーム	22-1853
斎場	23-1405
朝倉運動公園管理事務所	23-2333
勤労青少年ホーム	22-0139
文化会館	23-1010
給食センター	22-1465
タルイピアセンター	23-3746
垂井小学校	22-1008
東小学校	23-2780
宮代小学校	22-1012

町内各施設	
表佐小学校	22-1025
府中小学校	22-1018
合原小学校	22-1014
岩手小学校	22-1003
不破中学校	22-1020
北中学校	22-1004
留守家庭児童教室（垂井小）	22-6701
留守家庭児童教室（東小）	22-1873
留守家庭児童教室（府中小）	22-6702
留守家庭児童教室（宮代小）	23-2341
留守家庭児童教室（表佐小）	22-2998
垂井町まちづくりセンター	22-1019
垂井地区まちづくりセンター	23-1409
宮代地区まちづくりセンター	22-1010
表佐地区まちづくりセンター	22-1011
府中地区まちづくりセンター	23-2002
栗原地区まちづくりセンター	23-0931
東地区まちづくりセンター	23-0028
岩手地区まちづくりセンター	22-1007
浄化センター	22-7025
消防本部	23-2030
垂井町土地改良区	22-1337
火災情報テレフォンサービス	24-1090
防災行政無線テレフォンサービス	0800-200-1387
役場 FAX	22-5180

広告

モノづくりのプロ集団



KOWA
金型製造・アルミ加工
プレス金型設計製作

株式会社 工和製作所

不破郡垂井町綾戸328-12
☎0584-22-4898

ぎふSDGs 推進パートナー
岐阜県知事よりゴールドパートナーの
登録証を授けられました。

Instagram
GOLD PARTNER

新入学準備は
カンコーショップにおまかせ!

KANKO カンコー学生服

垂井町表佐506-1

**カンコーショップB&G
キャンパス垂井店**

HPはこちら▶▶▶

お取扱い中学校
・西部中学校・赤坂中学校・大垣西中学校
・不破中学校・垂井北中学校

お取扱い小学校
・垂井小学校・垂井東小学校
・表佐小学校・宮代小学校・合原小学校・府中小学校
・岩手小学校・荒崎小学校・静里小学校・綾里小学校
・宇留生小学校・青藜小学校・関ヶ原小学校

各種クレジット PayPay 支払い au-PAY 使えます!

TEL 0584-23-4100

テレビ ネット 電話 なら
大垣ケーブルテレビにおまかせ

INTERNET PHONE TV

見たよ!

【電話】0120-301-248
【窓口】大垣ケーブルテレビ お客さまセンター
大垣市中野町3-31 / 9時~17時(日・祝休み)



誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点

ワイワイプラザ垂井

不破郡垂井町1532番地の1

旧庁舎跡地にぎわい創出施設「ワイワイプラザ垂井」は、「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点」として建設工事が進んでおり、令和6年4月に供用開始する予定です。



外観

旧中山道の景観と近隣住宅街との調和を考慮し、屋根は軒を低く抑えた勾配屋根にします。



広告

八千久 別館

慶弔事のご会食、歓送迎会、各種ご会合承ります。個室和室、個室洋室をご用意しております。アプローチ、化粧室、エレベーター等バリアフリーとなっています。

営業時間
昼/11:00~14:30
夜/17:00~22:00
定休日
毎週火曜日

バス送迎 有り/10名様より~

冠婚葬祭 日本料理仕出し専門店
K.K 西濃調理

垂井駅西 TEL(代表) 0584-22-1452
フリーダイヤル 0120-02-1452
FAX 0584-22-1472

シヨールームへ是非お越しください。

水まわりのリフォームは大垣設備

水まわりのプロ! 何でもお任せください!! 私たちは水まわりのプロ集団です!

●昼/AM10:00~PM5:00
●休/火・水曜日ほか
※電話予約くださいれば閉店時間でもご案内いたします。

☎ 0120-08-1587

おかげさまで西濃に生まれて50年 快適な暮らしのパートナー **大垣設備** 株式会社

■本社事務所/大垣市荒尾町1810-66
TEL 0584-91-1587 FAX 0584-91-6992
■シヨールーム/大垣市熊野町311-1 (平和堂ノースウエスト店南)
TEL 0584-91-6124 FAX 0584-91-6055
建設業許可 知事(特・般-3)第5950号(建設・管・水道施設・土木)





エントランスホール

開放的な半円形の吹き抜け空間とします。放射状に配置したすべての部屋が一望できる「目次空間」を計画します。



カフェ

テラス席を設け、日常的にぎわいの拠点とします。ワーキングスペースとしても利用できます。



室内遊具

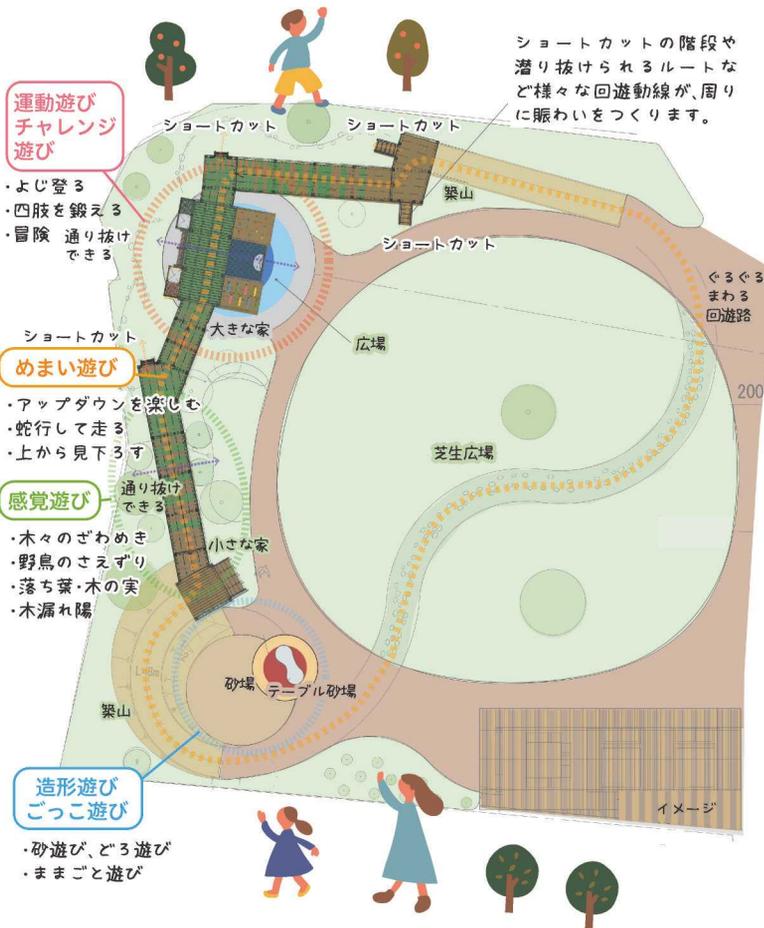
1階と2階をつなぐ塔状遊具、2階から天井に向けたネット遊具を設置し、階をまたいで楽しめます。2階には見守りスペースを確保します。

多目的ホール

軽スポーツや発表会、講演会など多様なイベント・活動に利用できます。

音楽スタジオ

音楽・文化活動などをはじめ、多目的な利用ができます。

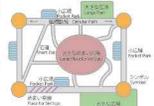


森を通り抜け、園内を回遊する

豊かな緑陰に囲まれた公園エリアの奥に、公園の散策路の一部のように環境に溶け込んだシンボリックな遊具を設けます。

ゆるやかにアップダウンしながら木々の間を蛇行する回遊路は、年齢差や障がいの有無に関わらず、だれもが利用できます。また、遊環構造の理論を利用し、様々な遊び・運動ができる遊具アイテムが取りついています。

木々の間を抜け、自然の中で五感を刺激し感受性・創造性を育みましょう。



遊環構造のモデル図

遊びの種類

- めまい遊び
- 運動遊び
チャレンジ遊び
- 感覚遊び
- 造形遊び
ごっこ遊び

インクルーシブな体験

車いすの方も利用できる緩やかな勾配(1/12)でアップダウンして木々の間を抜ける回遊路によって出ています。子ども達は、それらをつなぐはしごや斜面、ネットなどさまざまな体験ができます。

安全に安心して遊ぶことができます

木製遊具は金属のように熱を吸収しないため、日差しが強い夏でも、熱くなりません。こどもの飛び出し落下の可能性のあるところの床面はゴムチップや砂、芝生など衝撃を吸収できるものです。

遊具の周りにこどもを見守られる休憩スペースがあります。大人も楽しく、子ども達の遊ぶ姿を見守ることができます。

広告

光輝く未来のために 私たちは 歩み続けます

電気・空調・通信・防災設備・設計施工なら当社にお任せください。

電気・空調・防災・通信設備設計施工

株式会社ハシモト電気

〒503-2125

岐阜県不破郡垂井町東神田2丁目88番地

TEL 0584-22-2928 FAX 0584-22-2938

<https://www.hashimoto-denki.com>

たふいの みどころ

南宮山ハイキングコース

南宮大社裏の東蛇溜池から、関ヶ原合戦において毛利秀元の陣地となった展望台まで登り、西蛇溜池に下りる、延長3.8kmのコースです。

コースでは、町の花「ツバキ」をはじめ、四季折々の自然や、「一ツ松の旧跡」、「高山神社」等名所、旧跡を満喫できます。

展望台まで
標高404m



山頂まで
標高402m

菩提山ハイキングコース

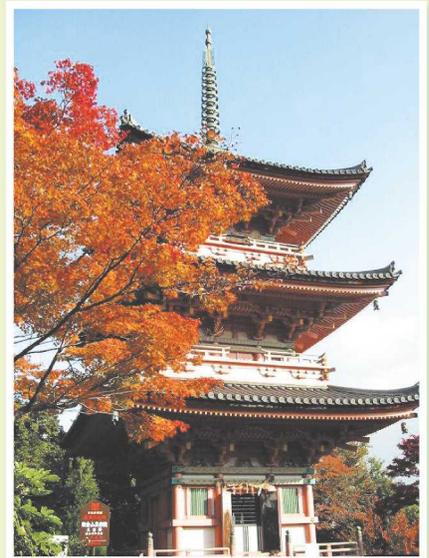
戦国時代の智将として知られる、竹中半兵衛重治公の居城跡である山頂まで登る全3コースです。

山城跡は、南北約300m、東西最大150mと広大な広さでした。山頂からの眺望は必見です。

朝倉山 真禅院

行基が創建し、南宮神社(今の南宮大社)の元神宮寺である、天台宗の古刹です。境内には、国指定重要文化財の本地堂や三重塔、梵鐘、北条政子の寄進と伝わる鉄塔があります。

所 垂井町宮代2006
開 真禅院 ☎22-2212



教養の豆知識 記念物とは？

記念物とは以下の文化財の総称です。

- 1 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- 2 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
- 3 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの



国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。



美濃国一宮 南宮大社

金山彦命を主祭神に、旧国幣大社で美濃国一宮として、また全国の鉱山、金属業の総本宮として今も深い崇敬を集めています。

年間を通じ、大小50余の祭典が行われ、5月5日の例大祭、11月8日の金山祭(ふいご祭り)などの神事があります。

所 垂井町宮代1734-1 問 南宮大社 ☎22-1225

中山道 垂井宿

中山道の宿駅であると同時に、美濃路の起点でもあり交通の要衝でした。沿道沿いでは、今でも当時の垂井宿をしのぶことができます。

問 垂井町観光協会 ☎23-2020



垂井町ガイド



竹中氏陣屋跡

豊臣秀吉の名軍師、竹中半兵衛の子、重門が建てた竹中家陣屋跡には、白壁の櫓門、がっしりとした石垣が残っており、一族の隆盛を物語っています。

所 垂井町岩手619-2 問 垂井町観光協会 ☎23-2020



竹中半兵衛

本名・竹中重治(1544～1579)は垂井町岩手に居城した人物で、稲葉山城を家臣十数名とともに乗っ取り、名をあげたのち、豊臣秀吉から三顧の礼をもって軍師に迎えられました。

半兵衛は、敵を調略することにより戦わずして勝つことを第一とした武将としても知られています。半兵衛最後の戦いとなった三木城攻めでは、織田信長に疑われた親友黒田官兵衛の息子の命を知略をもって助けましたが、陣中で病没しました。

広告

舗装工事業
土木工事業

株式会社 **タカ商工業**

岐阜県知事許可番号 第201121号

不破郡垂井町平尾 47-1

☎(0584) 84-7391

FAX (0584) 84-7397

e-mail : takacompany_28@yahoo.co.jp

教養の豆知識 名勝とは？

「文化財保護法」では、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。すぐれた国土美の有様を様々なかたちで表現する名勝は、風致景観の観賞を通じてその価値を発揮する記念物です。主として人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、主として天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものに大別されます。



著名な風致景観に名所を見だし、また、名所のすぐれた風致景観に価値を見出す名勝の特徴は、史跡と天然記念物とに重複して指定されることが多いことにもうかがうことができます。日本に暮らす人々がそれぞれの土地に紡いできた思いを、名所や風景、庭園に継いでいくのが名勝です。

文化庁HP「文化財の紹介～名勝～」より加工編集して作成 (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/meishou/>)

たふいの 歴史文化遺産



垂井町ガイド

国指定
重要文化財
建造物



南宮神社 附 造営文書

南宮大社は金山彦命を祀り、古来から美濃国の一宮として崇敬を集めてきた神社です。

社殿は、関ヶ原合戦により焼失したため、寛永19年(1642)に將軍徳川家光の発願により再建されました。当時の建物として本殿をはじめ15棟の建物が現存し、石造の橋と鳥居を併せて国の文化財として指定を受けています。

このほかにも、南宮大社には刀剣などの工芸品や5月に行われる例大祭での神事など多数の優れた文化財があります。

垂井一里塚

江戸時代には主要街道に一里ごとに塚が築かれ、旅程の目安や旅人の休憩の場所となっていました。明治以降、道路の幅員の妨げとなり、一里塚は急速に姿を消しますが、垂井一里塚は南塚が完全な姿で残っており、文化財として国の指定を受けています。

また、関ヶ原合戦では、垂井一里塚の場所に東軍の浅野幸長が陣を置いたとされます。

国指定
重要文化財
建造物



国指定
史跡



真禅院

真禅院は江戸時代まで南宮大社内にあったお寺ですが、明治初年の神仏分離により現在地へ移築されました。

境内にある三重塔と本地堂は南宮大社の建物と同時期に徳川家光により再建されたもので、国の文化財として指定を受けています。

境内にある梵鐘は美濃国最古のものといわれ、鐘樓のほか、仏像など多数の優れた文化財があります。

広告

美濃国一宮

南宮大社

不破郡垂井町宮代1734-1
TEL 0584-22-1225

- 軌道保守工事
- 営業線近接工事
- 在来線のメンテナンス作業
- レール取替 ■軌道整備等

株式会社 松井組

軌道工事一式

不破郡垂井町平尾261-1
TEL 0584-24-1150
FAX 0584-24-1151

美濃一宮南宮大社 毎月1日・15日は月参り

仕出し/テイクアウト しております

1F/ろばた焼きダイニングバー (17:30~22:00)
2F/宴会場 慶事・法要 各種宴会承ります。

南宮大社前【日本料理】

朝日屋

不破郡垂井町宮代696-2
TEL 0584-22-0178

■営業時間/昼11:30~14:00 夜17:30~22:00 ■定休日/毎週水曜日



国指定
史跡



垂井の泉

垂井の泉は垂井町の名前の起源になったといわれる泉です。11世紀に美濃国府に赴任した藤原隆経が「昔見し たる井の水はかはらねど うつれる影ぞ 年をへにける」と詠んだ和歌が伝わっています。

美濃国府跡

古代において、地方を統治するため国ごとに置かれた拠点が国府です。美濃国では垂井町府中に存在し、平成3年からの発掘調査により、御旅神社周辺に中心となる施設の政庁や東方官衙地区、朱雀路などが見つかりました。国府の中心部分が判明している国府跡はまだ全国的にも少なく、貴重な文化財となっています。

岐阜県
指定史跡



垂井町ガイド



岐阜県
指定有形民俗
文化財

垂井曳舁まつりの曳舁

垂井曳舁まつりの曳舁は、紫雲閣・攀鱗閣・鳳凰山の3艘があり、毎年5月に行われる祭りで垂井地内を曳き廻します。この祭りは、南北朝の争乱で垂井へ逃れてきた後光厳天皇をお慰めするため花車を曳き廻したのが起源といわれます。それぞれの曳舁には舞台が備えられており、祭り当日は舞台上で小学生の子どもによる歌舞伎が演じられます。



垂井町の
文化財一覧
はこちらから



広告

■ 建築板金一式 ■ 板金工事一式
■ 金属屋根工事 ■ 金属外壁工事
■ 雨どい工事

安心の
地元業者です!

山博板金

代表/山口 智之

建設業登録番号 知事一般 第14748号

不破郡垂井町宮代1499-11
TEL/FAX **0584-23-2389**

■ 建築工事業 ■ とび・土工工事業
■ 建具工事業

岐阜県知事許可(一般)第13901号

橋本産業株式会社

Hashimoto Industry Co., Ltd.

代表取締役 橋本 茂

不破郡垂井町表佐2240-2
TEL (0584) **23-1881**
FAX (0584) **22-4846**

土木・建築工事一式 型枠工事一式

S K

Shirakawa Kogyo

白川工業株式会社

営繕工事・外構工事一式

W R

White River

晋 営繕・外構

不破郡垂井町表佐 917-3
TEL/FAX **0584-22-5770**

たるいの 歳時記



垂井町ガイド



相川こいのぼり一斉遊泳

3月下旬から5月上旬にかけて、町内外から寄附された約350匹のこいのぼりが泳ぎ、桜並木に色を添え、水辺公園一帯が華やぎます。満開の桜と、こいのぼり、冠雪の伊吹山が一緒に見ることができるこの景色は、垂井の春の風物詩です。

所 相川水辺公園一帯
問 垂井町観光協会 ☎23-2020

伊吹祭

毎年4月第2日曜に行われる伊富岐神社のお祭り。

天明7年(1787)がはじまりとされ、五穀豊穡と安全を祈願して、11種類の舞が奉納されます。

所 伊富岐神社 境内
問 垂井町観光協会 ☎23-2020



垂井曳軸まつり

毎年5月2日から4日に行われる八重垣神社のお祭り。安永年間(1772~1780)に始まったとされ、絢爛豪華な3輦の曳軸と小学生男児による子供歌舞伎が多くの観光客を集めます。

所 中山道垂井宿一帯
問 垂井町観光協会 ☎23-2020



— 廣 告 —

総合建設業



株式会社

室 建 工

不破郡垂井町2310-3

TEL (0584) 22-0556

FAX (0584) 22-5991



垂井ブランド 認証品

Tarui town guide

垂井ブランド認証品とは

垂井町で生産・製造された産品を「垂井特産品認証委員会」が認証基準に沿って審査し、基準が満たされた特産品は、「安心・安全・高品質な垂井育ち」の証として垂井ブランドに認証されます。

☎0584-22-7515 (産業課商工観光係)



チーズブッセたらい



JR垂井駅北口の通りにある洋菓子屋さんにて製造されており、地元の方々に長く愛されている商品です。

ふわふわのブッセ生地の中には、フレッシュバタークリームとツブツブのチーズがたくさん入っています。しっとりしていて甘すぎないので、いくらでも食べられる商品です。

事業所 味楽菓子工房メルシー
所 不破郡垂井町1808番地の11
☎0584-22-4256

伊吹百草蜜

垂井町の山々にてミツバチを飼育し、花が盛んに咲く4月～7月にはちみつを採っています。月ごとに咲いている花が違うため、はちみつの風味も違ってきます。それは、花の香りが豊かに残っている証でもあり、巣からとり出した、そのままのはちみつであることを物語っています。



店舗では試食しながら風味の違いを確認し、好みのはちみつを選ぶことが出来ます。

事業所 有限会社 春日養蜂場
所 不破郡垂井町2154番地の1
☎0584-22-0722

たらいのためにゃんさぶれ

垂井町ゆかりの武将でもあり、関ヶ原合戦でも活躍した「平塚為広」をモデルとしたゆるキャラ、「たらいのためにゃん」をパッケージに、垂井の卵、不帰茶、南濃みかんを使ったサブレです。味はみかんとお茶の2種類が楽しめます。



事業所 有限会社 みどりや ☎0584-22-0210
所 不破郡垂井町1794番地の10

こうちゃん家の地産玄米粉入り食パン

垂井町産の低農薬玄米を使用した美と健康の食パンです。

お米が入っており腹持ちが非常に良く、卵、乳製品は使用していないためアレルギーを気にする方にも非常にやさしい商品です。



事業所 ブレッドガーデンナカタケ
所 不破郡垂井町綾戸397番地の3
☎0584-51-2968

焼きプリン



甘味をおさえ保存料などの添加物を使用しておらず、小さなお子さまからお年寄りまでの多くの方に安心して召し上がっていただけます。

また、卵には、垂井町内の養鶏場にて生産された平飼いの有精卵を使用しています。材料にこだわる店主の想いがたっぷり詰まった商品です。

事業所 果子工房エヴァン ☎0584-23-4663
所 不破郡垂井町栗原791番地の1

長浜屋手づくりたらい味噌



中山道垂井宿の旧旅籠「長浜屋」で作っています。垂井町府中産の大豆で作った麹がたっぷり入った味噌です。

府中産の大豆は、脂分が少なく、豆腐や味噌の材料に適しており、京都の料亭でも使用されている大豆です。

事業所 垂井宿の歴史と文化を守る会 ☎0584-22-0155
所 不破郡垂井町1299番地の2

飲食の豆知識 食べ物と日本の四季

食べ物にはいちばんおいしくて栄養たっぷりの時期、「旬(しゅん)」があります。

「旬」とは自然の中でふつうに育てた野菜や果物がとれる季節や、魚がたくさんとれる季節のことで、食べ物によってその時期は違いますが、いちばんおいしくて栄養もたっぷりです。旬のものを食べることで、自然のめぐみや四季の変化も感じてみましょう。また、お正月や特別な日に食べる料理にも「旬」が関係しています。

旬の食べ物

春

… 菜の花、イチゴ、アサリ、タケノコ



夏

… キュウリ、トマト、アジ、スイカ



秋

… サツマイモ、カキ、サンマ、栗



冬

… ハクサイ、ミカン、ブリ、ダイコン



竹中半兵衛もち

人参とゴマが入った珍しい商品です。竹中半兵衛重治公の秘伝書の「合戦時の兵食として人参とゴマを混ぜて固めて持ち歩いた」ことに習い、この大福を作りました。

半兵衛好きの方には、ぜひ召し上がっていただきたい商品です。

事業所 とらやん 問 ☎0584-22-0609

所 不破郡垂井町栗原781番地



FUWAカトラリー

不破郡の歴史と自然をモチーフにした製品です。その縁起の良さから、結婚式や勝負事への贈り物として最適です。

事業所 テルティア合同会社

所 垂井町地蔵2丁目47番地

問 ☎080-4613-5569



ふわっと畳

薄くて・軽くて・柔らかく・滑りにくい畳です。用途としては、リビングの置き畳、来客用の敷き畳として、赤ちゃんやお年寄りにやさしい畳です。ヨガマット・座

禅用、国内外のお茶席に使われており、外国へのお土産にも買い求められています。

事業所 有限会社 たかぎ 問 ☎0584-22-3339

所 垂井町綾戸496番地の1



岐阜県産 緑茶フレーバーティ

垂井町特産の不帰茶と各種ハーブを掛け合わせた緑茶フレーバーティです。緑茶の飲みやすさに華やかさをプラスした、新たなお茶の味わいを楽しんで頂けます。便利なティーバッグ型で手軽に飲むことができます。

事業所 株式会社 白井製茶 問 ☎0584-22-0720

所 垂井町府中2438番地



垂井ジネンジョ

垂井の山間の畑で育てられたジネンジョで、強い粘り気があり、栄養価も非常に高く胃の消化を助け、栄養の吸収効率を高めます。弱った体にも優しく、お年寄りから小さなお子さんにも安心して食べて頂ける安全な健康食品です。

事業所 垂井町ジネンジョクラブ

所 垂井町1955番地の15

問 ☎0584-22-4836



垂井玉ねぎメンチカツ

垂井産の玉ねぎを使用したメンチカツです。玉ねぎの食感を残した食べ応えのある、ジューシーなメンチカツです。

事業所 大衆居酒屋食堂どん

所 垂井町東神田1丁目52番地

問 ☎0584-22-6455

南宮の森

和の伝統を受け継ぐ香り高いほうじ茶と優しい甘みの栗をふんだんに使った生地に、洋の技法が華やかなチョコレートと、自然の甘みの蜂蜜を練り込み、風味良くやわらかな日本人の為のカンパニユを焼きました。

事業所 グルマンマルセ株式会社

所 垂井町宮代441番地

問 ☎0584-22-0606



和みの竹華炭 竹炭入りきんちゃく

垂井町栗原にある特殊窯で炭にした孟宗竹をチップにして「竹中半兵衛」のロゴと家紋が入った巾着に入れてあります。空気清浄と消臭効果が期待できます。

事業所 和みの竹華炭アートデザイン工房

所 垂井町栗原1411番地

問 ☎090-4258-8775



ウリの粕漬け

自家栽培のウリを使用し、栽培から、製造、販売を独自で行っており、販売まで3年の年月をかけて漬けています。JAにしみの垂井支店にあるファーマーズマーケットで販売しています。

事業所 堀江農園 所 垂井町949番地の5 問 ☎090-2776-4093



広告

教養の豆知識 注目しよう! 食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひきげん)」や「賞味期限(しょうみきげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。

農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成
(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/index.html)

平飼い・イキイキ
「赤玉有精卵」!!



じ けい えん
有限会社 **慈 鶏 園**

岐阜県不破郡垂井町大滝196番地の1
養鶏場 TEL 0584-23-1584

●年中無休 ●営業時間/9:00~18:00

垂井町巡回バス路線

垂井町
巡回バス
路線図

令和5年4月改正版

垂井町ガイド



粟原・表佐・東線
すこやか号

府中・東線
ふれあい号

垂井・岩手線
ときめき号

この標識が目印です

※ 準国産24号線及び24号線の標識

生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

元日

1月1日

年のはじめをお祝いします。



成人の日

1月の第2曜日

おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励まします。



建国記念の日

政令で定める日

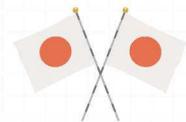
建国をしのび、国を愛する心を養います。



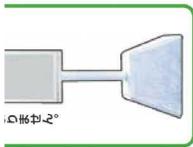
天皇誕生日

現在即位している
天皇陛下の誕生日

天皇の誕生日をお祝いします。



内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (<https://www8.cao.go.jp/chousei/shukujitsu/gaiyou.html>)



問合せ先

垂井町役場 企画調整課 生活安全係
☎0584-22-1152 (直通)



運行日

平日(月曜日～金曜日)
※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は、運休します。



現在の運行状況

運賃

1人1乗車 100円

- 運賃が無料になる人
- ①小学校6年生以下の子どもの同乗者
 - ・提示するものは不要です。
 - ・子どもと同乗者との関係性は問いません。
 - ・子ども1人につき同乗者1人まで
- ②妊娠中の人
- ・母子健康手帳の提示が必要です。
- ③障害者手帳をお持ちの人
- ・障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。
- ※あらかじめおつりがないように利用料金を用意して、乗車時にお支払ください。

回数券
100円券(11枚綴り)
1,000円

販売所
企画調整課または巡回バス車内

定期券
1ヶ月 2,000円
3ヶ月 5,000円
6ヶ月 9,000円

販売所
企画調整課

1日乗車券
1日乗り放題
300円

販売所
企画調整課または巡回バス車内

運転免許証の自主返納された方に定期乗車券を交付します

免許を返納された方に対し、1回に限り定期乗車券(1年分)の交付を行います。ご利用を希望される方は、役場企画調整課へお問い合わせください。

※土日、祝日の販売はいたしません。



安心・安全に
お客様をお運びします!

営業時間
日 PM7:00～AM0:00
月～木 PM8:00～AM1:00
金・土 PM8:00～AM2:00 休3:00

お電話ください!
080-2619-8748

たるい代行

岐阜県公安委員会認定 第98号・代行保険加入

垂井町巡回バス時刻表

垂井・岩手線時刻表

ときめき号



定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
①垂井駅西広場	毎時0分発
②垂井駅北口	毎時0分発
③御幸橋東	毎時2分発
④いぶき苑	毎時3分発
⑤下町火の見やぐら前	毎時4分発
⑥五明稲荷神社	毎時5分発
⑦南長畑公園前	毎時6分発
⑧伊吹(伊富岐神社)	毎時9分発
⑨長畑交差点	毎時11分発
⑩菩提	毎時13分発
⑪岩手地区まちづくりセンター(竹中氏陣屋跡)	毎時15分発
⑫禅幢寺(竹中半兵衛公墓所)	毎時16分発
⑬谷	毎時17分発
⑭宮之前踏切	毎時19分発
⑮西大石	毎時21分発
⑯安田医院前	毎時22分発
⑰漆原	毎時25分発
⑱高瀬ヶ丘	毎時28分発
⑲府中中央	毎時29分発
⑳コミュニティ防災センター(美濃国府跡)	毎時30分発
㉑清水児童公園前	毎時31分発
㉒古川医院南	毎時32分発
㉓垂井郵便局	毎時33分発
㉔博愛会病院	毎時34分発
㉕マックスバリュ	毎時36分発
㉖役場・文化会館	毎時40分発
㉗トミダヤ	毎時43分発
㉘垂井駅北口	毎時44分発
㉙垂井駅西広場	毎時45分発

令和2年10月1日改正

府中・東線時刻表

ふれあい号



定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
①垂井駅西広場	毎時0分発
②垂井駅北口	毎時0分発
③笹原	毎時3分発
④北清水	毎時5分発
⑤府中東	毎時6分発
⑥府中小学校前	毎時8分発
⑦府中地区 まちづくりセンター	毎時9分発
⑧新井集落センター	毎時11分発
⑨安田医院前	毎時12分発
⑩東大石	毎時13分発
⑪大滝	毎時15分発
⑫東大滝集会所前	毎時17分発
⑬敷原藤の森前	毎時19分発
⑭梅谷コミュニティセンター	毎時21分発
⑮市之尾口	毎時25分発
⑯平尾御坊	毎時27分発
⑰駒引	毎時29分発
⑱パナタウン	毎時31分発
⑲マックスバリュ	毎時33分発
⑳垂井郵便局	毎時34分発
㉑博愛会病院	毎時35分発
㉒不破中学校前	毎時38分発
㉓役場・文化会館	毎時42分発
㉔トミダヤ	毎時45分発
㉕垂井駅北口	毎時46分発
㉖垂井駅西広場	毎時47分発

令和2年10月1日改正

始発9時台 最終16時台 ☆1時間に1便、各停留所を同じ時間に発車します。



買い物、通院、
駅への移動が
より便利に！

- 垂井・岩手線
- 府中・東線
- 垂井・宮代・表佐線
- 栗原・表佐・東線
- 路線共通のバス停

生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

春分の日

春分日(3月20日～
21日頃のいずれか一日)

自然をたたえ、生物をいつく
しみます。



昭和の日

4月29日

激動の日々を経て、復興を遂
げた昭和の時代を顧み、国の
将来に思いをめぐらします。



憲法記念日

5月3日

日本国憲法の施行を記念し、
国の成長を期します。



みどりの日

5月4日

自然に親しむとともにその恩
恵に感謝し、豊かな心をはぐ
くみます。



内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)

垂井・宮代・表佐線時刻表

さわやか号



定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
①垂井駅西広場	毎時0分発
②垂井駅北口	毎時0分発
③中央公民館	毎時1分発
④夢の屋	毎時2分発
⑤保健センター	毎時4分発
⑥戸海	毎時5分発
⑦一里塚前(浅野幸長陣跡)	毎時7分発
⑧野田	毎時8分発
⑨朝倉運動公園(吉川広家陣跡)	毎時11分発
⑩北野神社西(池田輝政陣跡)	毎時13分発
⑪桜林	毎時14分発
⑫中筋	毎時15分発
⑬南宮大社前 (毛利秀元陣跡安国寺惠瓊陣跡)	毎時16分発
⑭森下集会所西	毎時18分発
⑮南森下口	毎時19分発
⑯ゆのきがわ	毎時19分発
⑰境野口(長東正家陣跡)	毎時21分発
⑱県営住宅	毎時23分発
⑲東森下口	毎時24分発
⑳比女神社	毎時26分発
㉑老人福祉センター西	毎時27分発
㉒表佐地区まちづくりセンター	毎時28分発
㉓表佐小学校北	毎時29分発
㉔ヨシツヤ	毎時32分発
㉕役場・文化会館	毎時34分発
㉖タレイピアセンター	毎時36分発
㉗博愛会病院	毎時39分発
㉘薬局前	毎時41分発
㉙トミダヤ	毎時43分発
㉚垂井駅北口	毎時44分発
㉛垂井駅西広場	毎時45分着

令和2年10月1日改正

栗原・表佐・東線時刻表

すこやか号



定員
14名

停留所名	バスの発車時刻 9時台～16時台
①垂井駅南口	毎時0分発
②県営住宅	毎時5分発
③栗原西	毎時8分発
④あゆみの家(長宗我部盛親陣跡)	毎時10分発
⑤栗原南	毎時11分発
⑥合原青少年広場西	毎時12分発
⑦寿瀬古	毎時13分発
⑧栗原地区まちづくりセンター	毎時15分発
⑨ハリヨ池西	毎時18分発
⑩表佐郵便局前	毎時19分発
⑪老人福祉センター西	毎時20分発
⑫表佐地区まちづくりセンター	毎時21分発
⑬地藏院	毎時22分発
⑭新町	毎時23分発
⑮パロー	毎時25分発
⑯綾戸4号	毎時27分発
⑰綾戸10号	毎時28分発
⑱東地区まちづくりセンター	毎時29分発
⑲ユニチカ前	毎時31分発
㉑博愛会病院	毎時32分発
㉑タレイピアセンター	毎時34分発
㉒役場・文化会館	毎時36分発
㉓ヨシツヤ	毎時40分発
㉔JA垂井支店	毎時43分発
㉕垂井駅南口	毎時45分着

令和5年4月1日改正

観光にもご利用いただけます

例えば…

- 半兵衛公巡りなら } **ときめき号**
- 国府跡巡りなら }
- 関ヶ原合戦陣跡巡りなら…… **さわやか号** など

池田温泉バス時刻表 池田温泉無料直通バス

JR垂井駅北口発
11:10(火・金)
10:55(土日・祝)

池田温泉本館発
14:43(火・金)
14:15(土日・祝)

JR垂井駅北口発
15:10(火・金)
14:50(土日・祝)

◆池田温泉新館 ☎0585-45-0261 ※池田温泉の臨時休業等に併じ、運休になる場合があります。

感染症対策も
ばっちりだね



半兵衛公巡り
おもしろそう!



温泉で
リフレッシュ
したいなあ



垂井町ガイド

JR東海道本線 垂井駅時刻表

令和5年3月18日改正

大垣・豊橋方面	平日			米原・関ヶ原方面	平日		
	8	29	58		8	17	49
	9	47		9	18	51	
	10	23	56	10	19	50	
	11	25	57	11	20	50	
	12	27	56	12	19	50	
	13	27	57	13	20	50	
	14	30	57	14	18	49	
	15	27	57	15	17	45	
	16	27	57	16	17	45	
	17	26新豊	57	17	17	45	

※予告なしに時刻を変更することがあります。

生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

こどもの日	海の日	山の日	敬老の日
5月5日	7月の第3日曜日	8月11日	9月の第3日曜日
こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝します。	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願います。	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝します。	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿をお祝いします。

内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (https://www8.cao.go.jp/chousei/shukujitsu/gaiyou.html)

垂井町暮らしの便利帳

行政ガイドインデックス

 組織表 27	 産業 65
 各種届出・手続き・ 登録・税金 28	 人権・男女共同参画・ 情報公開・選挙 66
 保険・年金 36	 救急・火災・防災 67
 健康・福祉 41	 公共施設・各種相談 .. 71
 暮らし 60	 ごみ・環境 76

広 告



誠信商事株式会社

Integrity Business Co., Ltd

高価
買取

見積無料! 即対応!

お気軽にお電話ください

TEL 0584-22-4322

鉄・非鉄スクラップ

その他、産業廃棄物・一般廃棄物(遺品整理)など

無料回収出来ます!

- 少量のご家庭の不用品(一部除く)
- バッテリー・ホイール・自転車・オートバイ等



〒503-2122 岐阜県不破郡垂井町表佐641



組織表

組織表

課名	係名	電話番号 市外局番(0584)	主な業務内容	
総務課	庶務係	☎22-1151	例規、情報公開、個人情報保護 など	
	人事係		職員の人事・給与・研修・福利厚生 など	
	財政係		財政計画、財政調整 など	
	管財係		公有財産、庁舎管理、入札 など	
	電算係		情報システムの運用・維持管理	
選挙管理委員会			選挙人名簿の調整・各種選挙の管理執行 など	
固定資産評価審査委員会			固定資産の審査手続 など	
企画調整課	企画係	☎22-1152	重要施策の企画・総合調整、総合計画 など	
	生活安全係		災害対策、消防防災、巡回バス など	
	地域振興係		広報、自治会、地縁団体、タウンプロモーション など	
	行政改革・デジタル推進室		行政改革、DX推進など	
税務課	住民税係	☎22-7500	町民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 など	
	資産税係	☎22-7501	固定資産税、土地家屋に関する証明 など	
	収納対策室	☎22-7502	町税等の納付相談 など	
健康福祉課	社会福祉係	☎22-7503	福祉医療、生活保護、人権 など	
	障がい福祉係	☎22-7520	障がい福祉 など	
	高齢福祉係	☎22-7504	高齢者福祉、介護保険、老人クラブ など	
	地域包括支援センター	☎22-7505	高齢者総合相談、介護予防、権利擁護 など	
子育て推進課	子育て政策係	☎22-7506	支援政策、支援事業計画、児童手当、児童虐待相談 など	
	子育て支援係	☎22-7507	こども園・留守家庭児童教室の運営 など	
住民課	戸籍係	☎22-7508	出生届、婚姻届、印鑑登録、パスポート、マイナンバーカード など	
	保険年金係	☎22-7509	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険 など	
	環境衛生係	☎22-7510	ごみ・リサイクル、斎場利用、環境保全、公害対策 など	
建設課	管理係	☎22-7511	道路、河川、町営住宅、地籍調査、法定外公共物 など	
	工務係	☎22-7512	土木設計、施工、監督、検査、除雪 など	
都市計画課	都市計画整備係	☎22-7513	建築確認、開発行為、都市公園、駅周辺施設 など	
	都市計画政策係	☎22-7521	都市計画、地区計画、企業誘致、屋外広告物 など	
産業課	農林係	☎22-7514	農林畜産業の振興・生産調整、担い手育成 など	
	商工観光係	☎22-7515	商業、工業、労働者支援、観光 など	
農業委員会事務局		☎22-7516	農業委員会事務	
上下水道課	庶務係	☎22-7517	開始届、中止届、名義変更届、水道・下水道料金 など	
	上水道係	☎22-7518	水道施設の工事・維持管理、水道の水質管理 など	
	下水道係		下水道・農業集落排水施設の工事・維持管理 など	
会計課	会計係	☎22-7519	資金運用、収入・支出 など	
議会事務局		☎22-1155	本会議、委員会、全員協議会 など	
監査委員			例月現金出納検査、定例監査、決算審査、住民監査請求 など	
教育委員会事務局	学校教育課	総務係	☎22-1153	教育委員会、教育施設管理、学校施設計画 など
		学務係		学校教育計画、入学、就学、就学援助 など
	生涯学習課	社会教育係	☎22-1154	社会教育計画、家庭教育、青少年健全育成 など
		スポーツ振興係		スポーツ振興計画、社会体育施設管理 など



各種届出・手続き・登録・税金

各種届出・手続き

問 住民課 戸籍係 ☎22-7508

転入届

- 届出期間 引っ越した日から14日以内
- 届出場所 住民課 戸籍係
- 必要なもの

- (1) 転出証明書(前住所地の市区町村発行のもの)
- (2) 転入届をされる人(窓口へこられる人)が本人であることが確認できる書類

※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

- (3) 窓口へこられる人が転入される人又は同一世帯員以外の場合は委任状
(委任状は転入される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの)
- (4) 個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、暗証番号
- (5) 国民健康保険加入世帯へ転入する場合で、転入される人が新しく世帯主になる場合は既存世帯員の国民健康保険証
- (6) 年金手帳(国民年金に加入されている人)

◀国外からの転入の場合における必要なもの▶

- (1) パスポート
 - (2) 戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票
※本籍地が垂井町の場合は必要ありません。
 - (3) 転入届をされる人(窓口へこられる人)が本人であることを確認できる書類
- ※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (4) 窓口へこられる人が転入される人又は同一世帯員以外の場合は委任状
(委任状は転入される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの)
 - (5) 個人番号(マイナンバー)カード
 - (6) 国民健康保険加入世帯へ転入する場合で、転入される人が新しく世帯主となる場合は、既存世帯員の国民健康保険証
 - (7) 年金手帳(国民年金加入者のみ)

※続柄が「同居人」の人が既存世帯に転入される場合は、既存世帯員の同意が必要です。

【特例転入届】

前住所地の市区町村で特例転出届をした場合、特例転入届をすることができます。必要なものは、上記の「転入届」と同様ですが、転出証明書の持参は必須ではありません。

転出届

- 届出期間 引っ越す間近の日
- 届出場所 住民課 戸籍係
- 必要なもの

- (1) 転出届をされる人(窓口へこられる人)が本人であることを確認できる書類

※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

- (2) 窓口へこられる人が転出される人又は同一世帯員以外の場合は委任状
(委任状は転出される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの)
- (3) 転出に伴い、返還または喪失の手続きが必要なため、ご持参いただくもの
 - ・印鑑登録証(印鑑登録をされている人)
 - ・国民健康保険証(国民健康保険に加入されている人)
 - ・福祉医療費受給資格証(受給されている人)
 - ・介護保険証(被保険者の人) など

※手続き後、転出証明書をお渡しますので、新しい住所地の市区町村で、転入手続きをしてください。(転入手続きは、転入した日から14日以内に行なってください) 手続きに必要なものについては、新しい住所地の市区町村担当課でご確認ください。

※転出証明書は郵送で請求することもできます。

【特例転出届】

住民基本台帳カードまたは個人番号(マイナンバー)カードがあれば、窓口で特例転出届をすることができますので、転出届の際にお持ちください。

【マイナポータルを利用した転出届】

マイナンバーカードがあれば、マイナポータル(Webサイトまたはアプリ)で転出届をすることができます。

●必要なもの

- (1) パソコンで手続きをする場合…ICカードリーダー
スマートフォンで手続きする場合…マイナンバーカードを読み取れるスマートフォン
- (2) マイナンバーカード、暗証番号

転居届

- 届出期間 引っ越した日から14日以内
- 届出場所 住民課 戸籍係
- 必要なもの

- (1) 転居届をされる人(窓口へこられる人)が本人であることを確認できる書類

※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

- (2) 窓口へこられる人が転居される人又は同一世帯員以外の場合は委任状
(委任状は転居される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの)
- (3) 個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、暗証番号
- (4) 国民健康保険証(国民健康保険に加入されている人)
- (5) 国民健康保険加入世帯へ転居する場合で、転居される人が新しく世帯主となられる場合は既存世帯員の国民健康保険証

※続柄が「同居人」の人が既存世帯に転居される場合は、既存世帯員の同意書が必要です。



出生届

- 届出期間 生まれた日から14日以内(生まれた日を含む。)
- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 届出人 父又は母
- 必要なもの
- (1)出生届 1通(出生届についている出生証明書に医師などの証明を受けたもの)
- (2)母子健康手帳
- (3)国民健康保険証(父又は母が加入している場合)

婚姻届

- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 必要なもの
- (1)婚姻届 1通(届出人と証人2人の署名が必要)
- (2)夫、妻の戸籍全部事項証明書
- ※本籍地が垂井町にある人で、垂井町に届出をする場合は必要ありません。
- (3)届出される人が本人であることが確認できる書類
- ※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (4)個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、暗証番号
- (5)国民健康保険証(国民健康保険に加入されている人)
- (6)年金手帳(国民年金に加入されている人)
- (7)外国人が婚姻するときは、国籍証明書(パスポートなど)、外国人の本国法上定める婚姻要件を満たしていることを証明する要件具備証明書とその訳文など、国により異なるため事前にご確認ください。
- ※婚姻後同居する場合は、住所変更の手続きも必要となります。

戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について

なりすましによる第三者からの虚偽の届出や住民票の写し等の請求を未然に防止し、個人情報の保護を図ることを目的に申請者の本人確認が法制化され、窓口にお越し頂いた人の本人確認を行っています。

◆本人確認の必要な届出や証明請求

- 〈戸籍の届出〉
婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、転籍届、不受理申出書、不受理申出取下書
- 〈住民異動届〉
転入届、転出届、転居届、世帯主変更届、世帯合併届、世帯分離届
- 〈印鑑登録〉
印鑑登録
- 〈証明請求・交付申請〉
全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本)、除籍謄本(抄本)、原戸籍謄本(抄本)、届書の写し(戸籍記載事項証明書)、受理証明書、身分証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、個人番号(マイナンバー)カード交付

◆本人確認の対象者

実際に窓口にお越し頂く人(使者及び代理人を含む)
郵送による請求をされる人は、請求者ご本人

◆本人が確認できる書類

- (1)1種類以上で確認できる書類(国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書で写真が貼付された書類)
運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、個人番号(マイナンバー)カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳など
- ※16歳未満の人の在留カード及び特別永住者証明書は写真が付いていないため(2)の2種類以上で確認できる書類となります。
- (2)2種類以上で確認できる書類
健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、福祉医療費受給者証など
- (1)・(2)の書類は、有効期限内のものに限ります。
窓口へは、原本をご持参ください。

死亡届

- 届出期間 届出人が死亡の事実を知った日から7日以内(死亡の事実を知った日を含む。)
- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 届出人 同居の親族、同居の親族がいなければ同居していない親族、親族がいない場合は、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人・後見人、保佐人、補助人、任意後見人の順序でいずれかの人
- 必要なもの
- (1)死亡届 1通(死亡届についている死亡診断書に医師の証明を受けたもの)
- (2)届出人の印鑑
- (3)届出人が後見人、保佐人、補助人、任意後見人の場合は、その資格を証明する登記事項証明書又は、裁判所の謄本
- (4)垂井町斎場を使用される場合は使用料

離婚届

- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 必要なもの〔協議離婚の場合〕
- (1)離婚届 1通(届出人と証人2人の署名が必要)
- (2)戸籍全部事項証明書
- ※本籍地が垂井町にある人が、垂井町で届出をする場合は必要ありません。
- (3)届出される人が本人であることが確認できる書類
- ※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (4)個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、暗証番号
- (5)国民健康保険証(国民健康保険に加入されている人)
- (6)年金手帳(国民年金に加入されている人)
- ※婚姻中に称していた氏を離婚後も称する場合は、別の届出(離婚の際に称していた氏を称する届)が必要となります。



転籍届

- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 届出人 筆頭者及び配偶者
- 必要なもの
- (1) 転籍届 1通(届出人の署名が必要)
- (2) 戸籍全部事項証明書
- ※垂井町内の転籍の場合は必要ありません。
- (3) 届出される人が本人であることが確認できる書類
- ※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届出・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

養子縁組届

- 届出場所 住民課 戸籍係
- ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取扱います。
- 届出人 養子(養女)及び養親となる人
- ※養子(養女)が15歳未満の場合は法定代理人
- 必要なもの
- (1) 養子縁組届 1通(届出人と証人2人の署名が必要)
- (2) 養子(養女)養親の戸籍全部事項証明書
- ※本籍地が垂井町にある人で、垂井町に届出をする場合は必要ありません。
- (3) 養子(養女)が未成年の場合、家庭裁判所の許可の審判が必要です。
- ※ただし、養親又は養親の配偶者の直系卑属を養子とする場合、許可は不要です。
- (4) 届出される人が本人であることが確認できる書類
- 確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届出・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (5) 個人番号(マイナンバー)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)

分籍届

- 分籍とは、従前の戸籍から除籍して、届出人を筆頭者とする単独の戸籍を新たに作ることです。
- 一度分籍すると、もとの戸籍に戻ることはできません。
- 届出場所 住民課 戸籍係
 - ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日及び夜間は宿日直が取り扱います。
 - 届出人 分籍しようとする人(成年に達しており、かつ戸籍の筆頭者・配偶者以外の人)
 - 必要なもの
 - (1) 分籍届 1通(届出人の署名が必要)
 - (2) 戸籍全部事項証明書
 - ※垂井町内の分籍の場合は必要ありません。

個人番号(マイナンバー)カードを申請するには

- ◆申請
- 申請方法
- (1) 郵便申請…交付申請書に写真を貼り、必要事項を記入し郵送する。
- (2) スマートフォンで申請…交付申請書のQRコードを読み取り申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力後、写真を添付して送信する。
- (3) 役場住民課の端末機による申請…※1必要なものを持参し、担当課にお声かけください。職員が窓口で写真を撮り申請補助を行います。
- (4) パソコンで申請…申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力後、写真を添付して送信する。
- (5) 証明用写真機で申請(有料)…各証明用写真機の連絡先でおたずねください。
- ※(1)～(4)について、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは住民課 戸籍係までおたずねください。
- ※カード申請時に役場の窓口に来庁していただく場合は、本人限定受取郵便を利用した受取が可能になります。
- 申請に必要なもの※1
- (1) 写真 1枚 ※電子申請、役場で申請、証明用写真機からの申請の場合は必要ありません。
- 正面、無帽、無背景
- タテ4.5cm×ヨコ3.5cmの顔写真(パスポート用と同じサイズ)
- 6か月以内に撮影したもの
- (2) 通知カード及び申請用ID
- (3) 本人確認書類
- ◆交付
- 交付場所 個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書(通知ハガキ)に記載された交付場所
- 受取りができる人 本人(本人が15歳未満の時は、法定代理人が同行してください。)
- 受取時に必要なもの
- (1) 個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書(通知ハガキ)
- (2) 通知カード(個人番号(マイナンバー)カードと引換えに回収します。)
- (3) 本人確認書類—官公庁発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート等)
- 本人確認書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (4) 住民基本台帳カード(お持ちの方)

印鑑登録

問 住民課 戸籍係 ☎22-7508

印鑑登録をするには

- 申請場所 住民課 戸籍係
- 申請資格 垂井町に住民登録をしている15歳以上の人
- 必要なもの
- 《本人が窓口へ登録に来られる場合》
- ・登録する印鑑
- ・官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・個人番号(マイナンバー)カード、身体障がい者手帳等)
- 《本人が窓口へ来られない場合(代理人による登録申請)》
- ・代理人の本人確認書類
- ・登録する印鑑 ・代理人の印鑑



各種届出・手続き・登録・税金

●登録の確認

本人確認書類のない場合及び代理人が印鑑登録を申請された場合は、申請者本人に確認の文書を郵送しますので、申請された窓口へ下記のものを持参のうえ、もう一度お越しただくと印鑑登録ができます。

- 確認文書の回答書(登録者本人が署名、押印したもの)
- 登録する印鑑 ・代理人の印鑑
- 代理人の本人確認書類

●登録できない印鑑

- 同一世帯の人で既に登録されている印鑑
- 氏名・氏・名の文字で表していないもの
- スタンプ印(ゴム印)など変形しやすいもの
- 印影が不鮮明なもの
- 印形の大きさが縦横とも8ミリメートル以下のものや25ミリメートル以上のもの
- その他、登録する印鑑として適当でないもの
- 外国人の人で、登録している通称名以外の漢字や片仮名などを使用したもの

◆印鑑登録証の返還

登録者本人が垂井町外に転出したとき、又は死亡したときは、印鑑の登録証を返還していただく必要があります。

改印される場合及び印鑑を紛失された場合は、「印鑑登録廃止申請」が必要です。

印鑑登録証(カード)を紛失された場合は、「印鑑登録亡失届」が必要です。

▶ 各種証明書

問 住民課 戸籍係 ☎22-7508

住民票の写しの請求

●請求場所 住民課 戸籍係又は広域行政窓口サービス取扱窓口

※詳しくはP32をご覧ください。

●請求できる人 本人又は本人と同一世帯の人

●請求するときに必要なもの

(1) 窓口へ来られる人が本人であることが確認できる書類
※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

(2) 窓口へこられる人が請求できる人以外の場合は委任状
(委任状は請求される人ご本人の直筆による署名または名押印がされているもの)

(3) 手数料 1通200円

※住民票の写しには、「世帯全員のもの(謄本)」と「個人のもの(抄本)」があります。

※平成26年6月20日以前に消除又は改製された住民票は発行できません。

※使用目的(請求事由)等により交付できない場合もあります。

※住民票の写しに、世帯主、続柄、本籍、筆頭者などの記載が必要な場合は、申請書にその旨を記載してください。

戸籍の証明書(謄本・抄本)の請求

戸籍の証明書(謄本・抄本)は、次のとおり請求してください。
(戸籍の全部事項証明書(謄本)は戸籍全部の写し、個人事項証明書(抄本)は戸籍の一部の写しです)

●請求するところ

(本籍地が垂井町の場合)

住民課 戸籍係又は広域行政窓口サービス取扱窓口

※詳しくはP32をご覧ください。

(本籍地が垂井町以外の場合)

本籍地の市区町村役場

●請求できる人

(1) 戸籍に記載されている人又はその配偶者

(2) 直系親族 例えは親子・孫・祖父母

※請求される人との関係が確認できる戸籍が必要です。

(兄弟姉妹・配偶者の両親等は直系の親族に含まれません)

●請求するとき必要なもの

(1) 窓口へ来られる人が本人であることが確認できる書類
※確認できる書類については「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

(2) 窓口へ来られる人が請求できる人以外の場合は委任状
委任状は請求される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの

(3) 手数料

●戸籍の全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)
1通450円

●除かれた戸籍(除籍)の謄本・抄本
1通750円

●改製された原戸籍(改製原戸籍)の謄本・抄本
1通750円

戸籍の附票の写しの請求

戸籍の附票の写しは、次のとおり請求してください。

●請求するところ

(本籍地が垂井町の場合) 住民課 戸籍係又は広域行政窓口サービス取扱窓口

※詳しくはP32をご覧ください。

(本籍地が垂井町以外の場合) 本籍地の市区町村役場

●請求できる人

(1) 戸籍に記載されている人又はその配偶者

(2) 直系親族 例えは親子・孫・祖父母

※請求される人との関係が確認できる戸籍が必要です。(兄弟姉妹・配偶者の両親等は直系の親族に含まれません)

●請求するとき必要なもの

(1) 窓口へ来られる人が本人であることが確認できる書類
※確認できる書類については、「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。

(2) 窓口へ来られる人が請求できる人以外の場合は委任状
委任状は請求される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの

(3) 手数料 1通200円

身分証明書の請求

身分証明書は、次のとおり請求してください。

●請求するところ

(本籍地が垂井町の場合) 住民課 戸籍係



(本籍地が垂井町以外の場合) 本籍地の市区町村役場
※広域行政窓口サービス取扱窓口(取扱市町内に住所又は本籍がある方)

●請求できる人

本人
未成年者に対する親権者

●請求するときに必要なもの

- (1) 窓口へ来られる人が本人であることが確認できる書類
※確認できる書類については「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (2) 窓口にお越しいただく人が請求できる人以外の場合は委任状
委任状は請求される人ご本人の直筆による署名又は記名押印がされているもの
- (3) 手数料 1通200円

印鑑登録証明書の請求

●申請場所 住民課または広域行政窓口サービス取扱窓口
※詳しくは下記をご覧ください。

●必要なもの

- (1) 印鑑登録証(印鑑登録カード)
※登録した印鑑をお持ちいただいても印鑑登録証明書の請求はできません。
- (2) 窓口へ来られる人が本人であることが確認できる書類
※確認できる書類については「戸籍届出・住民異動届・証明書の請求時の本人確認について」(P29)をご覧ください。
- (3) 手数料 1通 200円
※代理人が請求する場合は、申請書に登録者の住所・氏名を正確に記入し、印鑑登録証を提示してください。

広域行政サービス

広域行政窓口サービスを利用すると、西濃地域(大垣市ほか10市町)・岐阜地域(岐阜市ほか8市町)の20市町のどこの窓口でも「住民票の写し」「戸籍の謄抄本」「地方税に関する証明書」などの各種証明書の交付が受けられます。

ただし、このサービスを利用できる方は、取扱市町内に住所又は本籍がある方に限ります。

●取扱時間

祝日及び年末年始を除く、午前8時30分から午後5時まで

●取扱手数料

各市町の手数料条例に基づく金額です。

コンビニ交付サービス

全国のコンビニ等に設置されたマルチコピー機で「住民票の写し」「戸籍全部(個人)事項証明書」「戸籍の附票の写し」「印鑑登録証明書」「所得証明書」「課税証明書」の交付が受けられます。

●取扱時間

午前6時30分から午後11時まで(年末年始及びシステムメンテナンス日を除く)

●必要なもの

マイナンバーカード、暗証番号

●手数料

- (1) 戸籍全部(個人)事項証明書…1通450円
- (2) (1)以外の証明書…1通200円

税金

町・県民税

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

この税金は、住民に課税され、町民税と県民税をあわせて一般的に「住民税」と呼んでいます。

町で行う、住民に身近な行政サービスに必要な経費は、その住民に分担してもらうことが、地方自治にとって望ましいことから設けられています。

町民税と県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者が便利のように、町が県民税もあわせて課税し、納めてもらう制度になっています。

納める人

1月1日現在で町内に住んでいる人

納める額

◆年税額=所得割額+均等割額

- ・所得割額…(前年の総所得金額等-所得控除額)×税率(町民税6%・県民税4%) - 税額控除額
- ・均等割額…町民税額 3,500円+県民税額 2,500円=6,000円
※ただし、令和6年度から均等割額5,000円(町3,000円、県2,000円)+森林環境税(国税)1,000円=6,000円となります。

法人町民税

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

町内に事務所、事業所または寮などがある法人等(株式会社、有限会社等)が納める税金です。

新しく会社を作ったり、事務所などを開設した場合は届け出が必要です。

法人町民税は、国税である法人税に応じて負担する法人税割と、資本金等の金額、町内の従業員数および事務所などを有していた月数によって算定する均等割で構成されます。

法人税割税率

法人税として納めた金額×6.0%(一律)

均等割額

税額=税額(年額)×事務所などを有していた月数/12
※表(1)をご参照ください。

《表(1)》

区分	町内の従業員数	税額(年額)
資本金等の額が50億円を超える	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人	—	5万円



固定資産税

問 税務課 資産税係 ☎22-7501

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)において土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

納める人

1月1日現在、垂井町に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地: 登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋: 登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産: 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

●税額の計算方法…課税標準額×税率(1.4%)=税額

◆課税標準額

土地・家屋については、固定資産評価基準に基づいて評価を行い、その評価額をもとに課税標準額を算定します。

また、償却資産については、個々の資産の取得価格または前年度の評価額をもとにして算定します。

免税点

同一人で、垂井町に所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合は課税されません。

◆免税点

土地: 30万円 家屋: 20万円 償却資産: 150万円

軽自動車税(種別割)

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してその所有者(使用者)に課税されます。

納める人

毎年4月1日現在に軽自動車などを所有している人

納める額

※下記の表をご参照ください。

※年度の途中で廃車、名義変更をされても税の払い戻しはありません。

◆表1 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車および二輪の小型自動車の年税額

車種	税率(年税額)
原動機付自転車 50cc以下(2輪及び3輪以上の特定小型付原動機付自転車を含む)	2,000円
原動機付自転車 50cc超～90cc以下	2,000円
原動機付自転車 90cc超～125cc以下	2,400円
原動機付自転車 ミニカー(3輪以上の特定小型付原動機付自転車等を除く)	3,700円
小型特殊自動車 農耕作業用(トラクター、コンバインなど)	2,400円
小型特殊自動車 その他(フォークリフトなど)	5,900円
軽二輪(ポータトレイラーを含む) 125cc超～250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車 250cc超	6,000円

相続人代表者指定届

当該年度の1月1日(賦課期日)前に土地・家屋の登記物件の所有者が死亡し、相続手続きが遅れる場合、相続人の中から相続人代表者を定め提出してください。(相続登記は、法務局での手続きとなります。)

未登記家屋課税台帳登録名義人変更届

建物が未登記で、固定資産税が課税されている名義人を変更する場合に提出してください。

なお、その際には、変更事由を証する書類等が必要となります。

家屋とりこわし申告書

家屋を取り壊されたときはすみやかに提出してください。

なお、法務局で滅失登記をされた場合は、この届け出の必要はありません。

納税通知書等送付先変更届

納税義務者、納税管理人および相続人代表者が住所変更された場合、提出してください。



各種届出・手続き・登録・税金

◆表2 三輪および四輪以上の軽自動車の年税額

種別	税率(年税額)		
	平成27年3月31日以前に 最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を 経過した車両【重課税率】
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪 乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
四輪 乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
四輪 貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
四輪 貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

町税等の納期限について

問 税務課 収納対策室 ☎22-7502

町税等の納期限については以下をご覧ください。

税目等	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税(普通徴収)				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
固定資産税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
軽自動車税(種別割)	全期												
国民健康保険税(普通徴収)				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
介護保険料(普通徴収)				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)					第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

※納期限(月の末日、ただし12月は25日)が土・日・祝日にかかる場合、金融機関の翌営業日が納期限(口座振替日)となります。

□口座振替について
町内金融機関・役場に備え付けの口座振替依頼書でお申し込みください。
ゆうちょ銀行の口座をご希望の場合、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口でお申し込みください。
お申し込みの際には、「預貯金通帳」「届出印」「納税通知書」をお持ちください。

納付場所
町内に支店等がある金融機関の各店舗
岐阜・愛知・三重・静岡県内のゆうちょ銀行、郵便局
垂井町役場
※各税等の納付書に記載のあるコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでも納付できます。QRコードの印刷がある場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」から納付することもできます。

町税等の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

- ・納付場所に指定されている金融機関の口座をご利用になれます。
- ・「あっ！忘れてた！！」ということがなくなります。
- ・金融機関やコンビニへ納めに行く手間も、窓口での待ち時間もなくなります。

納税相談について

問 税務課 収納対策室 ☎22-7502

納税の猶予

災害を受けた場合等、特別な事情があり、町税の納付が困難と認められる場合などは、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、納める税額を分割にすることができます。ただし、猶予の期間は原則として1年以内に限られます。

納税相談

納税にお困りのときは、そのまま放置せずに、納税相談を受けてください。
来庁の際は、納税通知書(または催告書、督促状)と生活状況を把握するため、収入の分かるもの(給与明細等)、各支出の分かるもの(各種料金の領収書等)、預金通帳をご持参ください。



2024年2月より公開

「わが街事典」電子ブックで 垂井町の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、 お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



保険・年金

国民健康保険

国民健康保険

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

国民健康保険に加入する人

74歳以下で職場の医療保険（健康保険、共済組合など）に入っている人や、生活保護を受けている人以外は、職業や年齢に関係なくすべて国民健康保険に加入しなければなりません。

◆国民健康保険に加入する人はこんな人たちです

- お店などを経営している自営業の人
- パートやアルバイトをしている人で、勤務先の健康保険に加入していない人
- 退職して職場の健康保険をやめた人
- 健康保険や共済組合などの被扶養者でない人
- 農業などを営んでいる人で、他の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入していない人

◆加入は世帯ごとに行います

国民健康保険では、世帯の一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとに行い、世帯主がまとめて加入手続きを行います。

被保険者証

医療機関を受診する際は「国民健康保険被保険者証」または「マイナンバーカード」を医療機関窓口にて提示してください。

自己負担割合

自己負担割合は、年齢や所得等によって異なります。詳しくは、垂井町ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.town.tarui.lg.jp>

国民健康保険 こんなときは届け出を

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

次のような場合には必ず14日以内に届け出てください。

	こんなときに届け出が必要です	必要なもの
国民健康保険に入る	垂井町に転入したとき	転出証明書
	勤務先の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	母子手帳
	扶養家族からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめる	垂井町から転出するとき	保険証
	勤務先の健康保険に入ったとき	国民健康保険と新たに加入した保険の保険証
	扶養家族になったとき	国民健康保険と新たに加入した保険の保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、生活保護決定通知書
その他	記載内容に変更があるとき	保険証
	保険証を紛失したとき	被保険者本人であることが確認できるもの（運転免許証など）
	被保険者が修学で他の市町村で生活するとき	保険証、学生証または在学証明書

届け出には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。届け出の際には、個人番号カード、通知カードなど、個人番号がわかるものと運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

— 広 告 —

自動車・火災・傷害・生命保険 その他各種保険取り扱い

- 損害保険ジャパン株式会社 代理店
- SOMPOひまわり生命株式会社 代理店
- 第一生命保険株式会社 募集代理店

お気軽にお問い合わせ下さい。

有限会社 **いずみ総合保険事務所**

大垣市稲葉西1丁目50

TEL (0584) 22-6601

FAX (0584) 22-6608

Eメール izumi4181@m9.dion.ne.jp

<https://izumi.vhp.jp>



国民健康保険税(計算方法)

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

国民健康保険税は国民健康保険に加入した月(前の健康保険を抜けた月など実際に異動の生じた月)から計算します。

世帯の国民健康保険加入者一人ひとりについて算出した合計が、その世帯の年税額となり、納税義務者となる世帯主名で通知します。

※世帯主は国民健康保険に加入していなくても納税義務者になります。

保険税の具体的な計算方法は下のとおりです。

年間保険税 (①+②+③) 所得割額 (所得に応じて負担)	=	医療給付費分 ① ・前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額 ×所得割率	+	後期高齢者 支援金分 ② ・前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額 ×所得割率	+	介護納付金分 ③ ・前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額 ×所得割率
均等割額 (人数に応じて負担)		・被保険者数 ×均等割額		・被保険者数 ×均等割額		・被保険者数 ×均等割額
平等割額 (世帯ごとに負担)		・1世帯当りの 平等割額		・1世帯当りの 平等割額		・1世帯当りの 平等割額

※1 世帯の所得割額は、被保険者それぞれの所得割額の合算となります。

※2 「介護納付金分」の保険税は、40歳以上65歳未満の加入者がある世帯に負担していただきます。

国民健康保険税 年金からの特別徴収について

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

世帯主の年金から天引きで保険税を徴収する仕組みを「特別徴収」、窓口や口座振替で保険税を納付する仕組みを「普通徴収」と呼びます。特別徴収の対象世帯は、世帯主(擬制世帯主(*)を除く)の年金から保険税が天引きされます。

(*)国民健康保険加入者のいる世帯で、国民健康保険に加入していない世帯主を「擬制世帯主」といいます。

●特別徴収対象世帯

対象は次のすべての条件にあてはまる世帯です。

(1) 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。

(2) 世帯主が年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること。

(3) 世帯主の国民健康保険税と介護保険料の1回あたりに徴収する合算額が、2か月に1回支給される年金受給額の基礎年金部分の2分の1を超えていないこと。

特別徴収により保険税が徴収される場合、前年度も年金から天引きされていた人は4月、6月、8月の年金支給に合わせ、原則2月に年金天引きされた額と同額が仮徴収されます。今年度の保険税額が決定後、仮徴収された額(4月、6月、8月)の残りの額が10月、12月、2月の年金から分割で天引きされることとなります。6月、8月の仮徴収額は調整されることがあります。

※ただし、以下の要件を満たす人は、申し出により、保険税の口座振替が可能です。

・過去に保険税の滞納がない人



保険・年金

国民健康保険税(保険税の軽減)

問 税務課 住民税係 ☎22-7500

・国民健康保険加入世帯の総所得金額等(擬制世帯主の所得含む)が一定以下の場合、金額により均等割額と平等割額の7割、5割、2割の軽減を受けることができます。

・失業等給付を受ける離職日時点で65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証の離職理由が【11、12、21、22、31、32】、【23、33、34】に該当する人の国民健康保険税の所得割額が軽減されます。

・後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、国民健康保険税の緩和措置があります。

国民健康保険の保険給付

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

国民健康保険ではいろいろな給付を受けることができます。

療養の給付

ケガや病気をしたときには、医療機関の窓口で保険証またはマイナンバーカードを提示して次のような給付を受けることができます。

1. 診療
2. 治療
3. 薬や注射(予防接種は含まれません)などの処置
4. 入院(食事代は含まれません)

入院時食事療養費(入院中の食事代)

入院中の食材料費相当にかかる費用のうち、標準負担額だけを負担していただき、残りは「入院時食事療養費」として国民健康保険が負担します。

※所得の低い人(町民税非課税世帯)は負担が軽減されますので申請してください。

※標準負担額は、高額療養費の対象にはなりません。

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の人は、食費(食材料費+調理費)と居住費(光熱水費相当)にかかる費用のうち標準負担額を負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国民健康保険が負担します。

入院時食事療養費および入院時生活療養費の負担額は所得により異なります。

詳しくは、垂井町ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.town.tarui.lg.jp/>

療養費の支給

次のような場合は、いったん医療費を全額医療機関に支払って、あとで保険証・領収書など必要な書類を添えて申請してください。

国民健康保険で審査をして、保険が使えなかったことがやむを得ないと認められた場合には、保険適用分が払い戻されます。なお、審査のため、支払われるまでには2~3か月くらいかかりますので、ご承知ください。

※医療機関への支払いから2年を過ぎますと時効になり、申請ができなくなりますのでご注意ください。

ケース		申請に必要なもの	
1	急病など、緊急その他やむをえない事情で保険が使えなかったとき(保険証を持参できなかったとき)	・医療機関に支払った費用の「医療費領収明細書」と「レセプト(診療報酬明細書)」	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・領収書 ・預金通帳または口座番号などの控え
2	コルセットなど治療用装具を作ったとき	・医師の意見書 ・代金の領収書および明細書	
3	柔道整復師の施術を受けたとき(保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけですむ場合があります)	・施術料金領収明細書	
4	医師の同意を得て、はり・灸・マッサージ師の施術を受けたとき	・施術料金領収明細書 ・医師の同意書	
5	輸血に生血を使ったとき	・医師の輸血証明書 ・代金の領収書	
6	海外で病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき (注)治療目的での渡航は対象になりません。	・代金の領収書・パスポート ・診療の内容がわかる明細書 ※日本語の翻訳文を添付	

届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。届け出の際には、個人番号カード、通知カードなど、個人番号がわかるものと運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

出産育児一時金の支給

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。

葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った人に葬祭費が支給されます。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者行為で、けがなどをした場合も国保で医療を受けることができます。国保担当窓口にご連絡し「第三者行為による傷病届」を提出してください。ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ずご相談ください。

高額療養費支給制度

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

高額療養費の支給は、国民健康保険の加入者が高額な医療費を支払った場合に受けられます。

該当する人には高額療養費支給のお知らせ・申請書を郵送します。

支給のお知らせに記載してある持ち物を持参のうえ、役場窓口で申請してください。

高額療養費が支給される主な基準は次のとおりです。基準を超えた額が高額療養費として支給されます。

高額療養費のおもな支給基準

1. 一部負担金が限度額を超えた場合
2. 同じ世帯で合計した額が限度額を超えた場合

特定疾病で長期間高額な治療が続くとき

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を病院などの窓口で提示すれば、自己負担額は1か月10,000円*までとなります。

※人工透析を要する70歳未満で区分(ア)(イ)の人は、自己負担額は1か月20,000円までです。



健康診査

特定健康診査

問 保健センター ☎22-1021

背景・必要性

- 生活習慣病は医療費の3割を占める
- 日本人の死因の半数以上を生活習慣病が占める
- 生活習慣病の発症前の段階「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」が強く疑われる人や予備軍は40歳代から急増する。以上の理由によりメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化や合併症への進行を防ぐ取り組みが重要です。

特定健康診査とは…

メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を「特定健康診査」と言い、「該当者・予備軍を早期に発見し生活習慣改善のための保健指導を行い、減少させる」ための健診です。対象者には、健診の案内を郵送します。また生活習慣病のリスクが高い方には、個別に健康相談の案内を郵送します。

健診項目、対象者、実施期間、自己負担額等は、垂井町ホームページをご覧ください。

年金

会社などを退職したとき

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職されたときは、厚生年金保険から国民年金(国民年金第1号被保険者)への変更の届出が必要です。退職された人に扶養されていた配偶者の人(国民年金第3号被保険者)も、国民年金第1号被保険者への変更の届出が必要です。

保険料は現金(納付書)・クレジットカード・口座振替・インターネット等で納めることができます。保険料を納めるのが困難なときは「保険料免除制度」をご利用ください。

月々の保険料に付加年金保険料(月々400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができます。第1号被保険者(および任意加入被保険者)のみ希望できます。※国民年金基金に加入中だと、付加年金の納付はできません。

詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)までお問い合わせください。

このほかにも年金制度とそれに伴う手続きは多岐にわたります。状況によっては役場で承れない内容もあります。日本年金機構の公式モバイルサイト等でもご確認ください。

国民年金(老齢基礎年金)の受給手続き

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

老齢基礎年金は、国民年金、厚生年金、共済年金の納付期間と国民年金の免除期間および合算対象期間(カラ期間)を合わせて10年以上となる人が請求することができます。

◆加入期間が第1号(国民年金)被保険者だけの人

住民課 保険年金係 ☎22-7509

◆第2号(厚生年金)、第3号被保険者(厚生年金被保険者の配偶者)の期間がある人

大垣年金事務所 ☎78-5166

老齢基礎年金は65歳の誕生日の前日から請求することができます。なお、60歳から64歳までの繰り上げ請求や、66歳以降70歳までの繰下げ請求も希望によりおこなうことができます。

手続きに必要な書類は、納付記録などにより異なりますので詳しくは年金事務所までお問い合わせください。



保
険
・
年
金

生活の豆知識

巧妙化しています!! 振り込め詐欺に **ご注意**

オレオレ詐欺



例:電話番号が変わった

息子や孫を装って、借金の返済や交通事故の示談金の名目でお金をだまし取ります。

振り込ませない詐欺



例:カードを預かります

警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取ります。

架空請求詐欺



例:身に覚えのない請求

有料サイトの利用料金をメールやハガキで請求し、郵便・宅配便を使って送金するよう求めます。

義援金詐欺



例:災害に便乗した偽の募金

役所・役場や実在する団体の職員を装って、電話や訪問により義援金をだまし取ります。

相手の話には耳を貸さず、電話を切りましょう。あわててはいけません。振り込みは絶対にしないでください。

家族・警察・消費生活センターなどに相談してください。

▶ 各種検診(健診)

人間ドック・がん検診他

問 保健センター ☎22-1021

疾病の早期発見・早期治療を目的とし実施しています。

◆**申し込み** 対象者には、検診(健診)の案内を郵送します。検診(健診)実施機関に申し込んでください。

◆**検診(健診)一覧**

項目	対象者	内容	場所	その他
人間ドック	40歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診 がん検診(胃、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、肺、乳、前立腺など) 	博愛健康クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 定員250人 自己負担金2万円
胃がん検診	40歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 胃部レントゲン(バリウム検査) 	保健センター 博愛健康クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 同一年度に胃部レントゲン・ABC検診の両方を受診することはできません。 ABC検診は過去にABC検診受診歴のある人は対象外
胃がんリスク検診(ABC検診)	30歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査 	委託医療機関	
子宮頸がん検診	20歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 内診 細胞診 	保健センター	
肺がん検診 (65歳以上の方は、結核検診が含まれます)	40歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 胸部レントゲン(直接) 喀痰(50歳以上、必要な方) 	保健センター 各地区まちづくりセンター	
		<ul style="list-style-type: none"> 胸部レントゲン(直接) 喀痰(50歳以上、必要な方) 胸部CT(希望者) 	博愛健康クラブ	
大腸がん検診	30歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 便潜血(2日法) 	委託医療機関	
乳がん検診	35歳以上	<ul style="list-style-type: none"> マンモグラフィー(ただし35歳～39歳は、マンモグラフィーか超音波検査を選択) 	博愛健康クラブ	
前立腺がん検診	50歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 血液検査(PSA検査) 	委託医療機関	
30代健診	30歳代	<ul style="list-style-type: none"> 内科診察、身体計測、血圧測定、血液検査、心電図検査、尿検査 大腸がん検診(希望者)、胃がんリスク検診(ABC検診)(希望者) 	保健センター	
肝炎ウイルス検診	40歳以上	B型/C型肝炎ウイルス検査	委託医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 過去に受診歴のある人は対象外
成人歯科健診	30～74歳	歯科健診	委託歯科医療機関	

※上記内容は変更する可能性があります、垂井町ホームページでご確認ください。

